

平成 19 年 8 月 20 日

北アルプス広域連合議会
議長 中牧 盛登 殿

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳
(399-9301 北安曇郡白馬村北城 11020)

新ゴミ処理施設建設計画に関する 議員懇談会開催の要望書

現在、署名の数は、白馬村全住民半数を超える勢いです。建設の是非を巡り、多くの白馬村村民は疑問を持っているとはっきりと言える数字です。

また昨今、行政運営に「住民参加」が不可欠とする考え方が日本中で叫ばれ、この大北地域の市町村及び広域連合の総合計画などに明記されています。(添付資料 1 をお読み下さい)

「ごみ連協」が何を問題にしているか(添付資料 2 をお読み下さい)を議員の皆様にご理解して頂きたく、懇談会の開催を下記のように要望いたします。

記

- (1) 「ごみ連協」と広域連合議会全議員(または、ごみ処理広域化委員会)との懇談会
- (2) 可能な限り早期の開催をお願いします。

以上

<添付資料1>

住民参加なしでは法律違反になる？

市村づくりの指標となるものが、各市村で作られた「総合計画」です。これは「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」とする地方自治法第2条4の法律に則って作られた大切なものです。

また広域連合では「大北地域ふるさと市町村圏計画」を策定し広域行政の指針を定めています。

それらの中で住民参加に関して「市民参加と協働のしくみづくり」「制作形成過程における市民参加の推進」（大町市）、「住民参画と協働」（白馬村）、「開かれた村政と住民参加を推進」「住民組織の活動を支援し、創意、意見が行政に反映されるように努力」（小谷村）、「住民参加から住民主体への促進」（大北地域ふるさと市町村圏計画）と謳われています。

ごみ処理問題とは「行政」の根幹をなすものと考えます。それは、「計画立案→住民合意→建設→運営（個々の住民のゴミの出し方。公害問題が起こらないかの調査及び監査など）」それら、**全ての段階において住民と行政による協働・協力が必要だからです。**

しかし、現在進められている「ごみ処理施設の問題」では、住民参加が適切に行われてきたとは思えません。これは地方自治法にそって作られた基本構想（計画）に即しておらず、法律に違反することにならないのでしょうか？

※ 広域連合が策定した「第5次大北地域ふるさと市町村圏計画」の位置付けは、「…基本方向及び具体的内容を明らかにするとともに、…」 「…7 市町村の独自性を尊重しながら連携・協力して…（前期 p11）」 「構成市町村の基本構想やこれに基づく市町村の総合計画を基礎として、国及び県の諸計画との整合を図り、圏域の総合的かつ一体的な発展…（後期 p2）」されており、**各市町村の「総合計画」が基礎となるように尊重されている。**

以上

<添付資料 2>

住民参加や議会さえも反故にされている

—「ごみ連協」が指摘する問題点の一部—

この「ごみ処理施設計画」の中で数多くの委員会等が作られ審議されてきていますが、住民と学識経験者が参加できているのは、「ごみ処理広域化計画検討委員会」（H16 年度／7 回）のみで、そこで策定された「ごみ処理広域化計画」も生かされていません。

例えば、適地選定について「選定作業にあたっては透明性が重要であることから、選定経過を含めて公表し、住民の理解を得ながら実施されたい」としているにもかかわらず、住民はもとより広域議員（H19. 2/23 で初めて報告）にさえも途中経過を一切報告せず、広域連合だけで最終候補地の絞り込みを秘密裏に行っています。この指摘に対し広域連合は「候補地が決まってから選定過程を含めた全ての情報を公開し…」と回答していますが、詭弁というほかありません。

また、「第 37 回ごみ処理広域化計画推進協議会」（H17. 2/1）で候補地を 11 ヶ所に絞り込んでいます。その経過説明として 5 月 7 日の説明会において「11 ヶ所の選定は『ごみ処理広域化基本計画検討委員会』（以下検討委員会という）で選定した」と繰り返し主張していましたが、これが間違いであることは公開された議事録からも明らかですし、**検討委員会委員長の信州大学教授松岡英子先生からも「検討委員会では 11 ヶ所の候補地の選定は行っておりません」とのお手紙をいただいています。**

よって、住民参加は反故にされ、さらに行政の計画をチェックする機能である議会も検討にも参加できず、審議する時間もほんのわずか、という状況であったと言わざるを得ないのではないのでしょうか？